

## 報告事項 1 特定生産緑地に関する案件概要

---

特定生産緑地は、生産緑地指定から 30 年経過が近づいた農地について、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取申出可能な始期を 10 年間延長することができる制度です。

本市では、生産緑地指定から 30 年が経過する約 1,200 箇所の生産緑地地区（平成 4 年指定）を来年度より 3 か年かけて令和 4 年までに特定生産緑地として指定していくこととしています。

今回は、特定生産緑地の制度の概要、今後のスケジュール等について報告します。

# ■ 特定生産緑地制度の経緯

1

平成28年 5月

都市農業振興基本計画 閣議決定

「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へ



平成29年 6月

生産緑地法 改正

**特定生産緑地制度 創設**

## 生産緑地法

### 第10条の2第1項

1 市町村長は、**申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち**、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、**当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。**

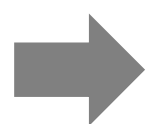
## 生産緑地法

### 第10条の2第2項

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日とする。

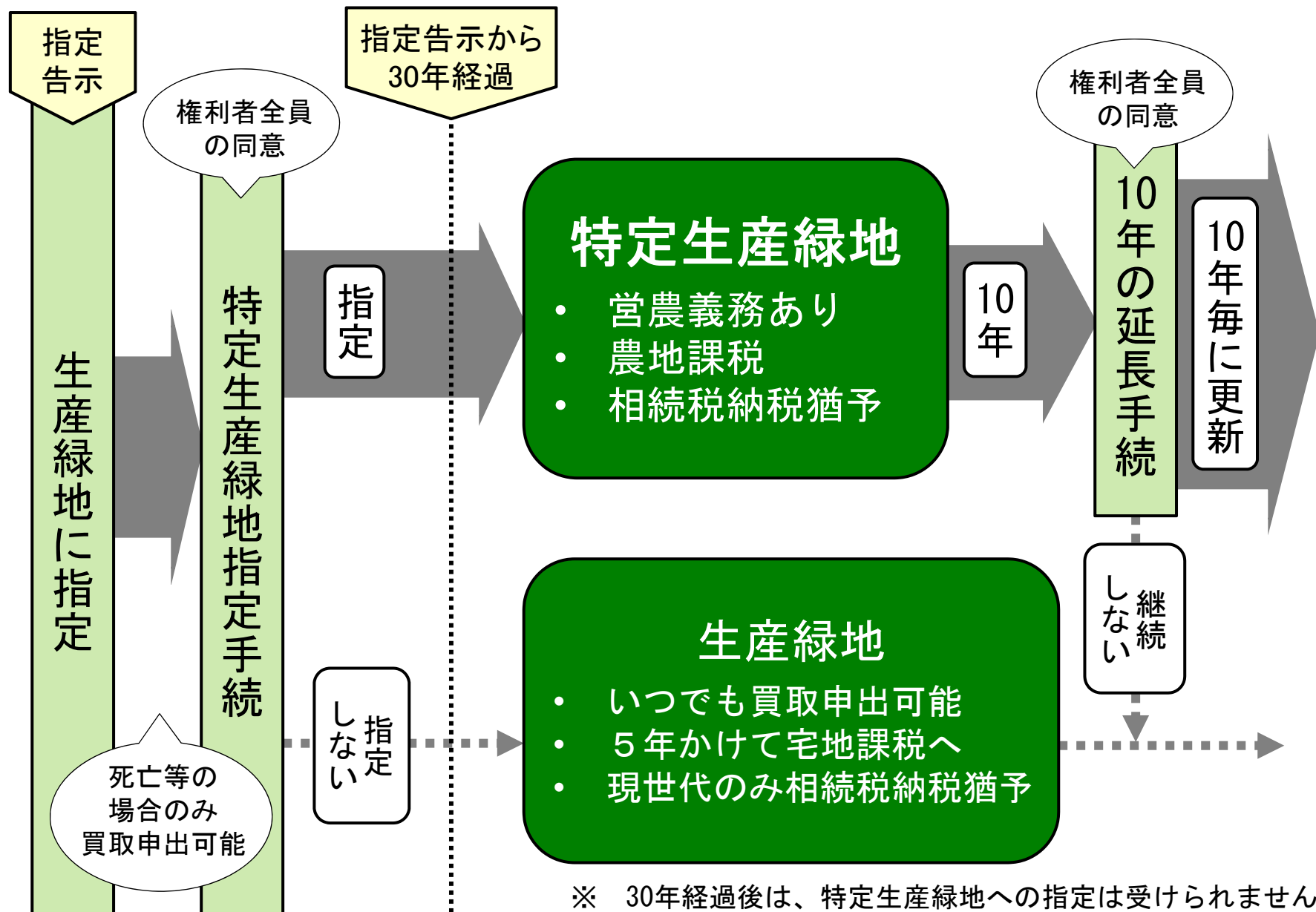
### 第10条の2第3項

3 市町村長は、**指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第3条第4項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。**



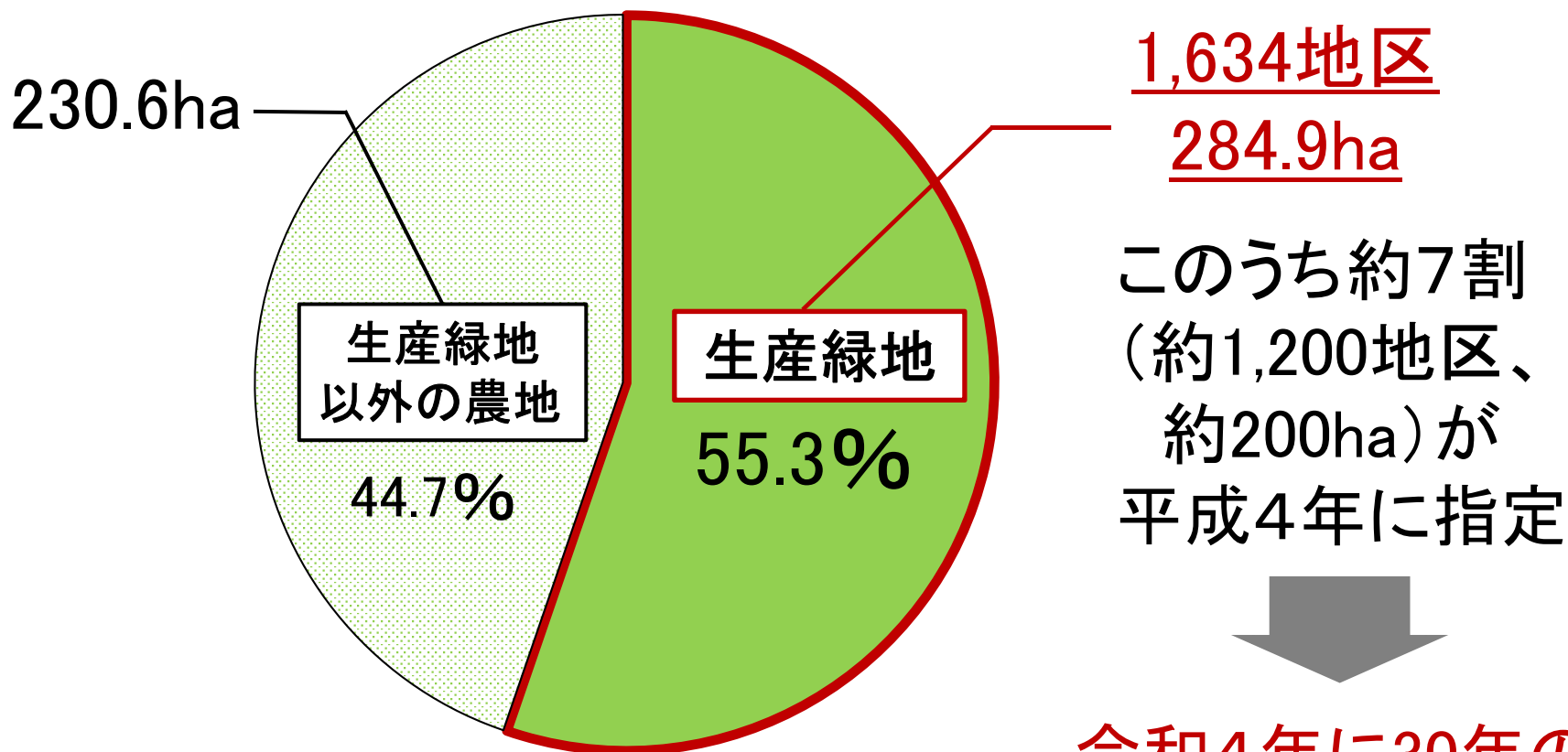
特定生産緑地の指定時には、横浜市都市計画審議会に意見を聴くことと規定されています。

# ■ 特定生産緑地の概要



# ■ 横浜市の生産緑地の指定の状況

市街化区域内の農地 515.5ha (H31.1時点)



1,634地区  
284.9ha

このうち約7割  
(約1,200地区、  
約200ha)が  
平成4年に指定



令和4年に30年の  
期限が到来

# ■都市農地の利用に関するアンケートについて

6

調査対象

市街化区域内農地（生産緑地含む）  
所有者 2,964人

実施期間

平成30年9月10日～平成30年9月25日

実施方法

郵送による

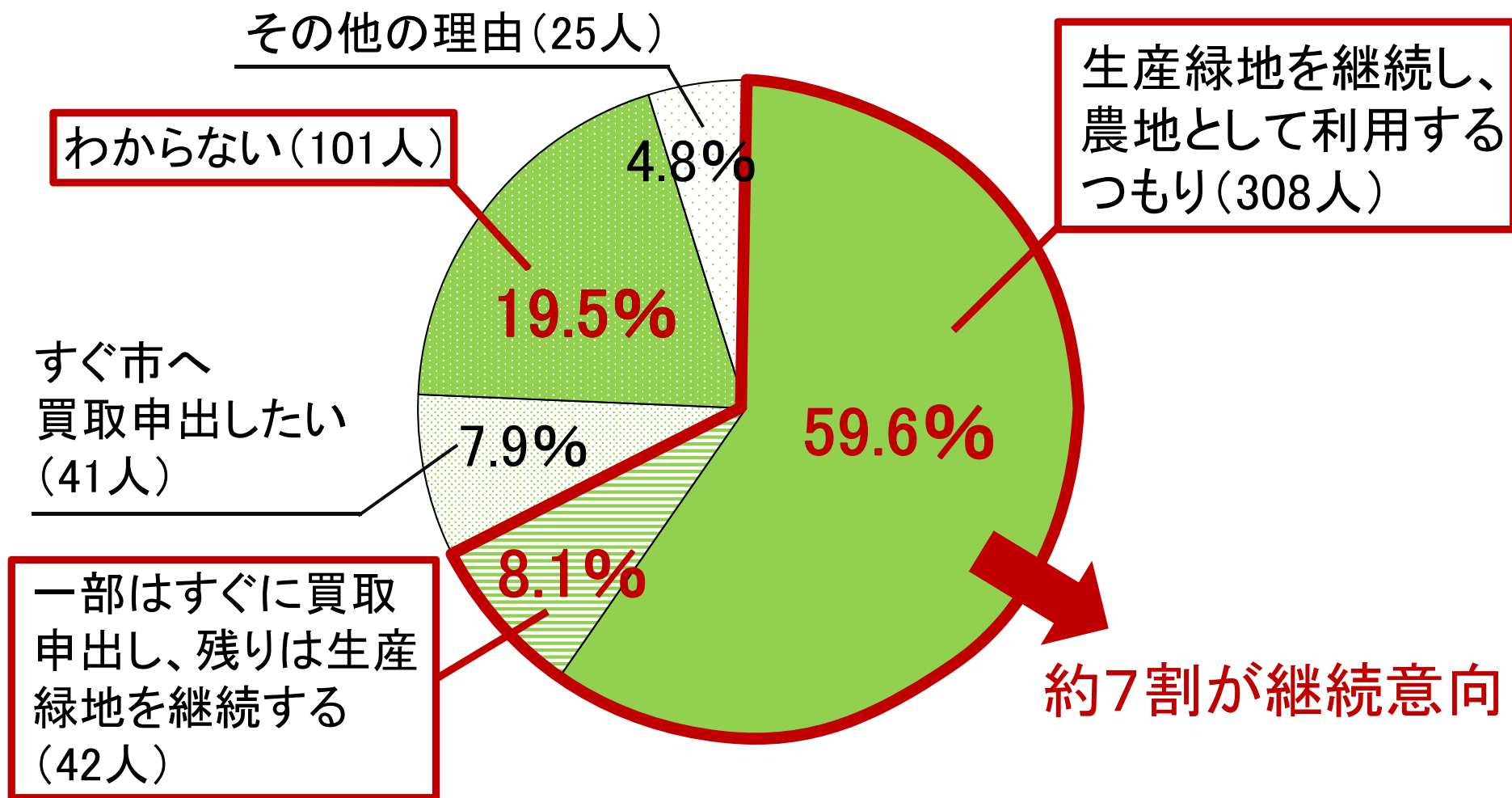
回答数

1,018票（回収率34.3%）

# ■都市農地の利用に関するアンケートについて

7

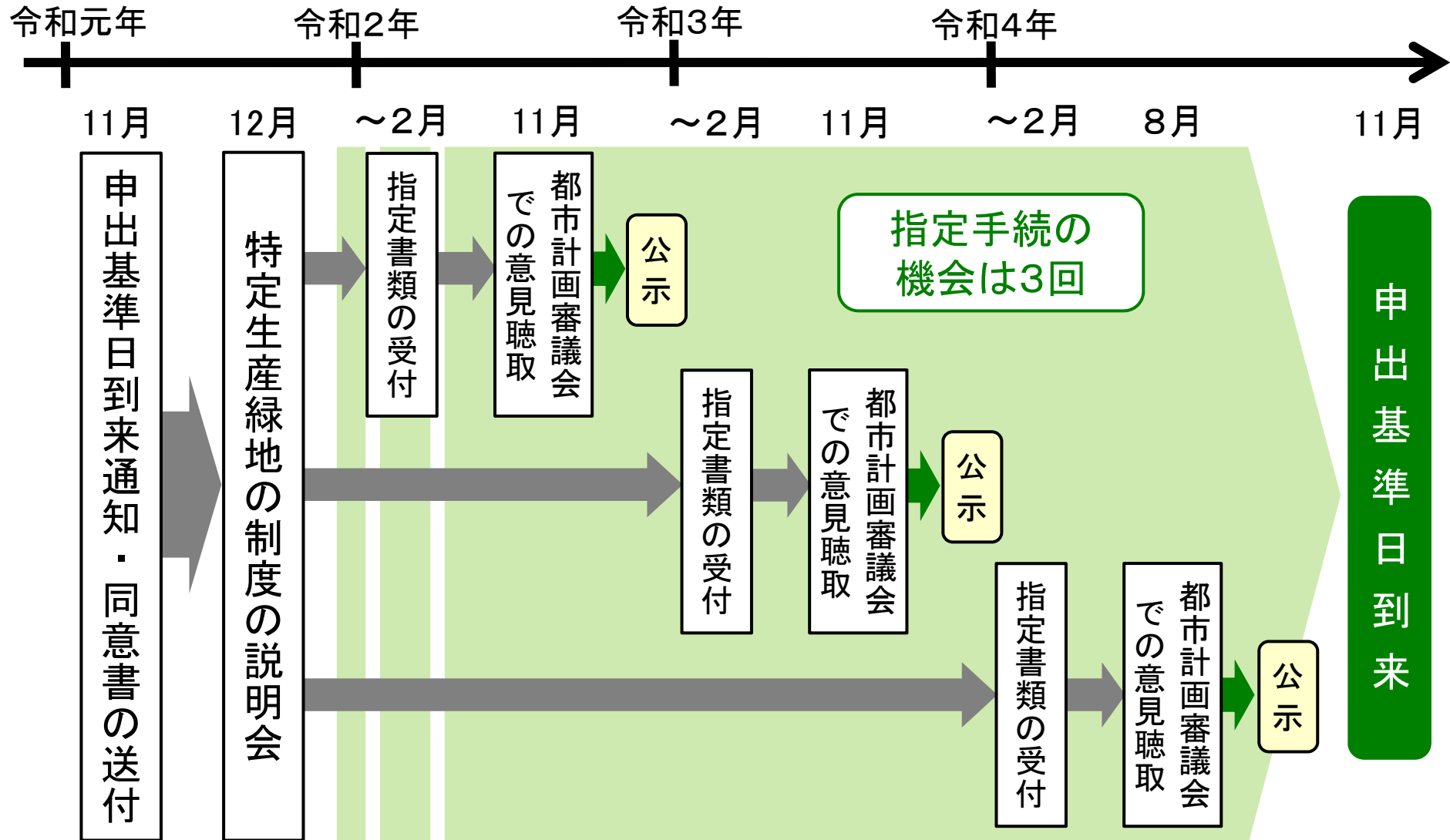
生産緑地における指定から30年後の農地利用の意向  
(生産緑地所有者のみ：517人)





# ■ 特定生産緑地指定の手続の流れ

## 平成4年指定の生産緑地



※平成5年以降に指定された生産緑地も同様の手続を行います。